

日連 13 第 224 号
(総 2 第 17 号)
平成 13 年 6 月 8 日

税 制 審 議 会
会 長 金 子 宏 殿

日本税理士会連合会
会 長 森 金 次 郎

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、給与所得課税のあり方について

(諮問の趣旨)

現行の所得税は、所得の発生形態や性質等に応じて 10 種類に分類し、各所得ごとに収入金額から必要経費等を控除して所得金額を計算し、その合計額に対して総合課税することを原則としています。

給与所得の金額は、収入金額から給与所得控除額を控除して算出することとされていますが、収入金額に関しては、企業が供与するいわゆるフリンジベネフィットに対する課税をどのように取り扱うかという問題があります。

一方、給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」のほか、いわゆる所得の捕捉との関係から「他の所得との負担調整のための特別控除」の要素が含まれていますが、現行の給与所得控除額は、主要諸外国のそれと比較すると相当に高い水準となっているという指摘があります。

我が国の勤労実態をみると、企業に雇用されることが典型的な就業形態であり、給与所得者が大多数を占めています。しかし、近年は終身雇用制が減少するなど、雇用形態の多様化が進展し、被用者である給与所得者の勤労に対する認識にも変化がみられます。このような状況下において、現行の給与所得課税制度のあり方を見直し、とりわけ給与所得控除について、特定支出控除や事業所得等の必要経費との関係において、再検討すべき時期にきていると思われま

す。

また、給与所得については年末調整制度により確定申告を要しないこととなっています。しかしながら、この年末調整制度の下では、生命保険契約や損害保険契約の内容、扶養親族の状況などのほか、配偶者特別控除との関係から配偶者の職業や所得金額などを勤務先に提示しなければならず、プライバシーの保護の観点から同制度の問題点が指摘されています。さらに、大多数の給与所得者が自ら税額を計算し、納税する機会を与えられていないことが納税者としての意識を希薄にしているのではないかという意見もあります。このような現状を踏まえ申告納税制度下における給与所得者の確定申告について検討することが必要と思われま

す。

そこで、我が国の給与所得者の現状を踏まえ、給与所得課税について現行制度の問題点と今後のあり方についての検討を貴審議会にお願いすることとしたものです。